

# 支部および稲門会に関する規程

(規程の根拠)

第1条 この規程は、規則第3条第3項に基づいて定めるものであって、支部および稲門会に関する事項については、この規程の定めるところによる。

(支部)

第2条 支部は、各道府県および東京都の23区と三多摩を代表する組織とする。

2 支部に、次の役員をおく。

- |        |      |                  |    |
|--------|------|------------------|----|
| 一 支部長  | 1人   | 三 幹事長            | 1人 |
| 二 副支部長 | 1人以上 | 四 その他支部が必要と認める役員 |    |

3 支部は、次の各号に定める事項に異動または変更が生じたときは、会長に届け出るものとする。

- |                       |                  |
|-----------------------|------------------|
| 一 支部長、副支部長およびその他の支部役員 | 三 事務所の所在地        |
| 二 支部規則                | 四 代議員および早稲田大学商議員 |

4 前項第二号所定の支部規則には、次の各号に定める事項について規定するものとする。

- 一 支部長、副支部長およびその他の支部役員
- 二 前号に規定する役員の選出方法
- 三 代議員および早稲田大学商議員の選出方法
- 四 同一支部内の稲門会との関係
- 五 支部規則の改正手続

(稲門会)

第3条 本部または支部に次の稲門会をおく。

- |         |           |
|---------|-----------|
| 一 地域稲門会 | 五 サークル稲門会 |
| 二 職域稲門会 | 六 体育稲門会   |
| 三 年次稲門会 | 七 有志稲門会   |
| 四 ゼミ稲門会 | 八 海外稲門会   |

2 稲門会は、次の各号に定める事項を会長に届け出るものとする。

- |                   |           |
|-------------------|-----------|
| 一 会員の所属単位または地域の範囲 | 四 事務所の所在地 |
| 二 代表者およびその他の役員    | 五 会員名簿    |
| 三 会の規則            |           |

3 各支部在住校友によって構成される稲門会は、前項の届け出をするにあたって、事前に支部の承認を得なければならない。

(稲門会の所管)

第4条 前条第1項の稲門会のうち、第二号から第八号に定める稲門会は、本部が所管するものとする。

附 則

この規程は、平成2年5月20日から施行し、平成2年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成5年10月7日から施行する。

附 則

この規程は、2000年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、2002年10月5日から施行する。

附 則

この規程は、2004年10月1日から施行する。